

▶ 既存債務の借換をしたい

県内で同一事業の事業歴が**1年以上**の事業者対象

資金名	融資対象の概要	融資斡旋申込先(認定申込先)	取扱金融機関	融資限度額	融資期間(据置期間)	融資利率(固定) %	保証料率(%)※1
資金繰り円滑化借換資金	中小企業者、協同組合等で、次のいずれかに該当するもの ①沖縄県信用保証協会の保証付き融資(複数債務の場合は合算で算定)を借り換えるもの ②借換事業計画に基づき、借換えによる資金繰りの緩和等により財務体質の改善が図られるもので、かつ、中小企業信用保険法に基づくセーフティネット保証3号、4号又は5号の適用につき市町村長から認定を受けたもの又は危機関連保証の適用につき市町村長から認定を受けたもの ※一部借換の対象とならない資金等がある。	①…取扱金融機関に直接申込 ②…市町村商工担当課	琉球銀行 商工組合中央金庫 沖縄銀行 JAおきなわ 沖縄海邦銀行 みずほ銀行 コザ信用金庫 鹿児島銀行	運転・設備併せて 8,000万円	運転・設備 10年(6ヶ月)	2.90	① 0.45~1.00 ② 0.60

▶ 創業したい、創業から間もない / 事業承継に取り組みたい

県内で同一事業の事業歴が**1年未満**でもOK!

資金名	融資対象の概要	融資斡旋申込先(認定申込先)	取扱金融機関	融資限度額	融資期間(据置期間)	融資利率(固定) %	保証料率(%)※1															
創業者・事業承継支援資金	<p>県内に居住している事業を営んでいない者であって、これから県内で事業を開始しようとするもの又は事業開始後一定期間を経過していないもの(いずれも過去に自ら営んでいた事業を廃止した者又は過去に解散した法人の当該解散の日において役員であった者を含む。)で、次のいずれかに該当するもの</p> <table border="1"> <tr> <td rowspan="2">融資対象①</td> <td rowspan="2">創業前</td> <td>事業を開始する業種と同一の業種での勤務年数が通算で3年以上のもの</td> <td rowspan="2">所要資金の20%以上の自己資金が必要</td> </tr> <tr> <td>商工会等の創業セミナーの受講を終了したもの</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">融資対象②</td> <td rowspan="2">創業後1年未満</td> <td>中小企業である会社が、自らの事業の全部又は一部を継続して実施しつつ新たに会社を設立し、当該会社が事業を開始する具体的計画を有するもの</td> <td rowspan="2">所要資金の30%以上の自己資金が必要</td> </tr> <tr> <td>1ヶ月以内に新たに事業を開始する具体的計画を有するもの</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">融資対象③</td> <td rowspan="2">創業後1年以上5年未満</td> <td>2ヶ月以内に新たに会社を設立し、事業を開始する具体的計画を有するもの</td> <td rowspan="2">所要資金の10%以上の自己資金が必要</td> </tr> <tr> <td>市町村が主務大臣から認定を受けた創業支援事業計画に基づき、特定創業支援事業による支援を受けたことについて市町村長の証明を受けたもの</td> </tr> </table>	融資対象①	創業前	事業を開始する業種と同一の業種での勤務年数が通算で3年以上のもの	所要資金の20%以上の自己資金が必要	商工会等の創業セミナーの受講を終了したもの	融資対象②	創業後1年未満	中小企業である会社が、自らの事業の全部又は一部を継続して実施しつつ新たに会社を設立し、当該会社が事業を開始する具体的計画を有するもの	所要資金の30%以上の自己資金が必要	1ヶ月以内に新たに事業を開始する具体的計画を有するもの	融資対象③	創業後1年以上5年未満	2ヶ月以内に新たに会社を設立し、事業を開始する具体的計画を有するもの	所要資金の10%以上の自己資金が必要	市町村が主務大臣から認定を受けた創業支援事業計画に基づき、特定創業支援事業による支援を受けたことについて市町村長の証明を受けたもの	<p>融資対象①、② 産業振興公社 商工会連合会 商工会 商工会議所</p> <p>融資対象③ 取扱金融機関に直接申込</p> <p>※融資対象①又は②に該当する者は、「創業計画書」を作成した上で融資申請を行う。 ※融資対象③又は④に該当する者は、融資実行から3年の間、半期に1度金融機関によるモニタリングを実施する。</p>	<p>琉球銀行 沖縄銀行 沖縄海邦銀行 コザ信用金庫 商工組合中央金庫 JAおきなわ みずほ銀行 鹿児島銀行</p>	<p>運転・設備併せて 2,000万円</p>	<p>運転・設備 10年(1年)</p>	2.10	0.60
	融資対象①			創業前		事業を開始する業種と同一の業種での勤務年数が通算で3年以上のもの			所要資金の20%以上の自己資金が必要													
		商工会等の創業セミナーの受講を終了したもの																				
融資対象②	創業後1年未満	中小企業である会社が、自らの事業の全部又は一部を継続して実施しつつ新たに会社を設立し、当該会社が事業を開始する具体的計画を有するもの	所要資金の30%以上の自己資金が必要																			
		1ヶ月以内に新たに事業を開始する具体的計画を有するもの																				
融資対象③	創業後1年以上5年未満	2ヶ月以内に新たに会社を設立し、事業を開始する具体的計画を有するもの	所要資金の10%以上の自己資金が必要																			
		市町村が主務大臣から認定を受けた創業支援事業計画に基づき、特定創業支援事業による支援を受けたことについて市町村長の証明を受けたもの																				
<p>県内に居住している事業を営んでいない者であって、これから県内で事業を開始しようとするもの又は事業開始後一定期間を経過していないもの(いずれも過去に自ら営んでいた事業を廃止した者又は過去に解散した法人の当該解散の日において役員であった者)で次のいずれかに該当するもの ※本資金は、全国統一制度であるスタートアップ創出促進保証制度を適用しています。</p> <table border="1"> <tr> <td rowspan="2">融資対象①</td> <td rowspan="2">創業前</td> <td>2か月以内に新たに会社を設立し、事業を開始する具体的計画を有するもの</td> <td rowspan="2">所要資金の10%以上の自己資金が必要</td> </tr> <tr> <td>中小企業である会社が、自らの事業の全部又は一部を継続して実施しつつ新たに会社を設立し、当該会社が事業を開始する具体的計画を有するもの</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">融資対象②</td> <td rowspan="2">創業後5年未満</td> <td>事業開始後5年未満の会社</td> <td rowspan="2">税務申告1期末終了の場合、所要金額の10%以上の自己資金が必要</td> </tr> <tr> <td>中小企業である会社が、自らの事業の全部又は一部を継続して実施しつつ新たに設立した会社であって、設立以後5年を経過していないもの</td> </tr> </table>	融資対象①	創業前	2か月以内に新たに会社を設立し、事業を開始する具体的計画を有するもの	所要資金の10%以上の自己資金が必要	中小企業である会社が、自らの事業の全部又は一部を継続して実施しつつ新たに会社を設立し、当該会社が事業を開始する具体的計画を有するもの	融資対象②	創業後5年未満	事業開始後5年未満の会社	税務申告1期末終了の場合、所要金額の10%以上の自己資金が必要	中小企業である会社が、自らの事業の全部又は一部を継続して実施しつつ新たに設立した会社であって、設立以後5年を経過していないもの	<p>融資対象①、②(税務申告1期末終了) 産業振興公社 商工会連合会 商工会 商工会議所</p> <p>融資対象②(税務申告1期終了) 取扱金融機関に直接申込</p> <p>※創業計画書を作成した上で融資申請を行う。 ※創業から3年目及び5年目に活性化協議会のガバナンスチェックを受ける。</p>	<p>琉球銀行 沖縄銀行 沖縄海邦銀行 コザ信用金庫 商工組合中央金庫 JAおきなわ みずほ銀行 鹿児島銀行</p>	<p>運転・設備併せて 2,000万円</p>	<p>運転・設備 10年(1年)</p>	2.00	0.80						
融資対象①			創業前		2か月以内に新たに会社を設立し、事業を開始する具体的計画を有するもの			所要資金の10%以上の自己資金が必要														
	中小企業である会社が、自らの事業の全部又は一部を継続して実施しつつ新たに会社を設立し、当該会社が事業を開始する具体的計画を有するもの																					
融資対象②	創業後5年未満	事業開始後5年未満の会社	税務申告1期末終了の場合、所要金額の10%以上の自己資金が必要																			
		中小企業である会社が、自らの事業の全部又は一部を継続して実施しつつ新たに設立した会社であって、設立以後5年を経過していないもの																				
事業承継支援貸付	<p>中小企業者で、次のいずれかに該当するもの ①中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律第12条第1項の規定による認定を受けたもの ②認定経営革新等支援機関の支援を受けて策定した事業承継計画に基づき事業承継を行うもの</p>	<p>①…沖縄県中小企業支援課 ②…左記の支援機関</p>	<p>琉球銀行 JAおきなわ 沖縄銀行 みずほ銀行 沖縄海邦銀行 鹿児島銀行 コザ信用金庫</p>	<p>運転・設備併せて 8,000万円</p>	<p>運転・10年(1年) 設備・15年(1年)</p>	2.10	0.35~0.75															

▶ 地域産業振興に取り組みたい

県内で同一事業の事業歴が**1年未満**でもOK!

資金名	融資対象の概要	融資斡旋申込先(認定申込先)	取扱金融機関	融資限度額	融資期間(据置期間)	融資利率(固定) %	保証料率(%)※1
沖縄振興特別措置法関連資金	次のいずれかの地域又は特別地区において、県知事から、措置実施計画の認定又は特定事業を営む法人として認定を受けたもの ①観光地形成促進地域 ②情報通信産業振興地域・同特別地区 ③産業イノベーション促進地域 ④国際物流拠点産業集積地域 ⑤経済金融活性化特別地区	各特別地域・地区所管課	琉球銀行 商工組合中央金庫 沖縄銀行 みずほ銀行 沖縄海邦銀行 鹿児島銀行 コザ信用金庫	<p>運転・設備併せて 1億5,000万円</p> <p>※措置実施計画や特定事業を営む法人で認められたものに限る</p>	<p>運転・10年(1年) 設備・15年(3年)</p>	2.10	0.60

▶ 経営が厳しい / 事業再生に取り組みたい

県内で同一事業の事業歴が**1年以上**の事業者対象

資金名	融資対象の概要	融資斡旋申込先(認定申込先)	取扱金融機関	融資限度額	融資期間(据置期間)	融資利率(固定) %	保証料率(%)※1
中小企業セーフティネット資金	<p>中小企業者、協同組合等で、次のいずれかに該当するもの ①最近3ヶ月又は6ヶ月の売上が前年同期比で5%以上減少しているもの ②倒産企業等に債権を有し、当該企業への取引依存度が10%以上あるもの ③製品等原価のうち10%以上を占める原油・原材料等の仕入価格が10%以上上昇しているにも関わらず製品等価格に転嫁できていないもの(最近3ヶ月間の売上高に占める原油・原材料等の仕入価格の割合が、前年同期の売上高に占める原油・原材料等の仕入価格の割合を上回っていること) ④知事が認定する災害等により被害を受けたもの ⑤中小企業信用保険法第2条第5項に基づくセーフティネット保証3号、4号、5号又は7号の適用につき市町村長から認定を受けたもの ⑥中小企業信用保険法第2条第6項に基づく危機関連保証の適用につき市町村長から認定を受けたもの</p>	<p>①、②、③…取扱金融機関に直接申込 ④…市町村(防災又は商工担当課)、商工会又は商工会議所 ⑤、⑥…市町村商工担当課</p>	<p>琉球銀行 商工組合中央金庫 沖縄銀行 JAおきなわ 沖縄海邦銀行 みずほ銀行 コザ信用金庫 鹿児島銀行</p>	<p>①、②、③、⑤(7号のみ) 運転のみ 3,000万円</p> <p>④、⑤(7号以外)、⑥ 運転・設備併せて 3,000万円</p>	<p>①、②、③、⑤(7号のみ) 運転・7年(1年)</p> <p>④、⑤(7号以外)、⑥ 運転・7年(1年) 設備・10年(1年)</p>	<p>下記以外 1.90 ④ 1.20 ⑤(4号のみ)、⑥ 1.10</p>	<p>下記以外 0.40~0.80 ④、⑤(4号のみ)、⑥ 0.00</p>
中小企業再生支援資金(一般貸付)	<p>県内で3年以上継続して事業を営む中小企業者(NPO法人を除く。)、協同組合等で、沖縄県中小企業活性化協議会、おきなわ経営サポート会議等(本資金における支援機関)の支援を受けて作成した再生計画に従い事業再生を行うもの ※本資金の融資を受けたものは、四半期に1回、金融機関に対し再生計画の進捗報告が必要。 ※本資金は、全国統一制度である事業再生計画実施関連保証制度を適用しています。</p>	左記の支援機関	<p>琉球銀行 商工組合中央金庫 沖縄銀行 みずほ銀行 沖縄海邦銀行 鹿児島銀行 コザ信用金庫</p>	<p>運転・設備併せて 8,000万円</p> <p>※既存の沖縄県信用保証協会保証付融資の借換も可</p>	<p>運転・設備 15年(1年)</p>	<p>取扱金融機関 所定金利</p>	<p>0.50 (責任共有) 0.70 (責任共有外)</p>
中小企業再生支援資金(経営改善・再生支援強化貸付) ※4	<p>県内で1年以上継続して事業を営む中小企業者(NPO法人を除く。)、協同組合等で、沖縄県中小企業活性化協議会、おきなわ経営サポート会議等の支援を受けて作成した再生計画に従って事業再生を行うもの。 ※本資金の融資を受けたものは、四半期に1回、金融機関に対して再生計画の進捗報告が必要。 ※本資金は、全国統一制度である事業再生計画実施関連保証(経営改善・再生支援強化型)制度を適用しています。</p>	左記の支援機関	<p>琉球銀行 商工組合中央金庫 沖縄銀行 みずほ銀行 沖縄海邦銀行 鹿児島銀行 コザ信用金庫</p>	<p>運転・設備併せて 8,000万円</p> <p>※既存の沖縄県信用保証協会保証付融資の借換も可</p>	<p>運転・設備 15年(3年)</p>	<p>取扱金融機関 所定金利</p>	0.20

※4：令和8年4月1日現在、当該資金の取扱いは令和9年3月31日に沖縄県信用保証協会が保証申込みを受け付けたものまでとなっております。取扱いを延長する場合は沖縄県ホームページでご案内します。